議案第５２号

羽生市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

羽生市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（趣旨） 第１条　この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「法」という。）第９条第２項の規定に基づく個人番号の利用及び法第１９条第１１号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「法」という。）第９条第２項の規定に基づく個人番号の利用及び法第１９条第１０号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。
（個人番号の利用範囲） 第４条　法第９条第２項に規定する条例で定める事務は、別表第１の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、市長又は羽生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う特定個人番号利用事務並びに市長又は教育委員会が第４項に規定	（個人番号の利用範囲） 第４条　法第９条第２項に規定する条例で定める事務は、別表第１の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長又は羽生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う特定個人番号利用事務とする。

する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第９条第１項に規定する準法定事務とする。	
２・３　（略）	２・３　（略）
４　市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第９条第１項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。	
５　第２項の規定による特定個人情報を利用できる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。	４　前２項の規定による特定個人情報を利用できる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。
（特定個人情報の提供）	（特定個人情報の提供）
第５条　法第１９条第１１号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第３の第１欄に掲げる機関が、同表の第３欄に掲げる機関に対し、同表の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第４欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第３欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。	第５条　法第１９条第１０号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第３の第１欄に掲げる機関が、同表の第３欄に掲げる機関に対し、同表の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第４欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第３欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。
２　（略）	２　（略）
別表第１（第４条関係）	別表第１（第４条関係）

機関	事務
１　市長～７　市長	（略）
８　市長	介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定による介護サービスを利用している低所得者に対する当該サービスに係る利用者負担額の助成に関する事務であって規則で定めるもの
９　市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
１０　教育委員会	（略）
１１　教育委員会	（略）
１２　教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第２（第４条関係）

機関	事務	特定個人情報
１　市　長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による地域生活支援事業の実施に関する事務で	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による保護の実施に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）その他の地方税に関する法律に基づく条例

機関	事務
１　市長～７　市長	（略）
８　市長	介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定による介護サービスを利用している低所得者に対する当該サービスに係る利用者負担額の助成に関する事務であって規則で定めるもの
９　教育委員会	（略）
１０　教育委員会	（略）

別表第２（第４条関係）

機関	事務	特定個人情報
１　市　長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による地域生活支援事業の実施に関すのる事務	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による保護の実施に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）その他の地方税に関する法律に基づく条例

		あって規則で定めるもの	の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第７条第４号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの			であって規則で定めるも	の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第７条第４号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	２ 市　長	羽生市在宅重度心身障がい者手当支給条例の規定による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの		２ 市　長	羽生市在宅重度心身障がい者手当支給条例の規定による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
	３ 市　長	羽生市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例の規定による医療費助成金の支給に関する事務	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、住登外者宛名情報、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）の規定による保険給付の支給に関する情報（以		３ 市　長	羽生市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例の規定による医療費助成金の支給に関する事務	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）の規定による保険給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険

		であって規則で定めるもの	下「国民健康保険給付関係情報」という。）又は後期高齢者医療給付関係情報（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）の規定による後期高齢者医療給付の支給に関する情報をいう。）であって規則で定めるもの		であって規則で定めるもの	給付関係情報」という。）又は後期高齢者医療給付関係情報（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）の規定による後期高齢者医療給付の支給に関する情報をいう。）であって規則で定めるもの
	４ 市　長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	４ 市　長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
	５ 市　長	羽生市子ども医療費支給に関する条例の規定による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、国民健康保険給付関係情報、住民票関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	５ 市　長	羽生市子ども医療費支給に関する条例の規定による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、国民健康保険給付関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
	６ 市　長	羽生市ひとり親家	生活保護関係情報、国民健康保	６ 市　長	羽生市ひとり親家	生活保護関係情報、国民健康保

	庭等の医療費の支給に関する条例の規定による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	険給付関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
7 市　長	（略）	（略）
8 市　長	介護保険法の規定による介護サービスを利用している低所得者に対する当該サービスに係る利用者負担額の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、住登外者宛名情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
9 教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第３（第５条関係）

情報照会	事務	情報提供	特定個人情報

	庭等の医療費の支給に関する条例の規定による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	険給付関係情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
7 市　長	（略）	（略）
8 市　長	介護保険法の規定による介護サービスを利用している低所得者に対する当該サービスに係る利用者負担額の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

別表第３（第５条関係）

情報照会	事務	情報提供	特定個人情報

機関		機関	
1 教育委員会・2 教育委員会	（略）	（略）	（略）
3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

機関		機関	
1 教育委員会・2 教育委員会	（略）	（略）	（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和７年８月２６日提出

埼玉県羽生市長　河　田　晃　明